

様式第1号(第3条関係)

下野市入札適正化委員会議事概要
(令和5年度 第2回)

開催日及び場所	令和5年 12月22日(水) 午後1時30分から 下野市役所 201会議室		
委員	委員長：阪田 和哉 (宇都宮大学地域デザイン科学部 准教授) 委員：石島 力 (弁護士) 清水 潤 (白鷗大学 法学部 准教授) 針谷 和弘 (公認会計士) (委員4名中 出席委員4名)		
審議対象期間	令和5年 4月 1日 ~ 令和5年 9月30日		
抽出案件	5件	対象期間内総件数	72件
一般競争入札	4件	一般競争入札	64件
指名競争入札	1件	指名競争入札	3件
随意契約	0件	随意契約	5件

○議事等の概要

(1) 入札及び契約状況について

事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。

また談合情報対応状況については、該当なしの旨報告しました。

(2) 抽出事案の審議

抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。

1 「南河内第二中学校（普通教室棟）トイレ改修工事」について

- ・工事箇所：下野市 祇園 地内
- ・教育総務課発注（一般競争入札）
- ・応札者の入札金額が近似で落札率が高いため。

2 「市道2-29号線道路照明工事（分割2号）」について

- ・工事箇所：下野市 駅東・柴 地内
- ・建設課発注（一般競争入札）
- ・応札者の入札金額が近似で落札率が高いため。

3 「石橋地区配水管布設替工事第2工区」について

- ・ 工事箇所：下野市石橋地内
- ・ 水道課発注（一般競争入札）
- ・ 入札辞退率が高いため。

4 「夕顔の橋橋梁長寿命化修繕工事」について

- ・ 工事箇所：下野市 薬師寺 地内
- ・ 建設課発注（一般競争入札）
- ・ 全入札者が辞退あるいは無効なため

5 「南河内小中学校プール塗装改修工事」について

- ・ 工事箇所：下野市 薬師寺 地内
- ・ 教育総務課発注（指名競争入札）
- ・ くじによる落札なため。

□ 審議結果について

審議案件5件を含めた、対象期間に発注された72件すべて、適正に執行されていると認められました。

□ 主な質疑について

【抽出案件1】

○委：参加可能な業者は、3者のみだったのですか？

●事：市内で建築一式工事に登録のある業者は8者あり、その内の比較的点数の高い3者が参加しました。

○委：3者とも共通仮設費が、予定価格の基準よりも3割から4割高くなっており、その分一般管理費で調整しているが、原因はわかりますか？

●事：学校ということもあり、特に安全に気を使い、看板の設置が増える等としたために、共通仮設費が増額となり、予定価格内に収めるために一般管理費で調整したものと推測されます。

○委：現場が学校ということを配慮して、共通仮設費を上乗せするようなことはなかったのか？

●事：明らかに特殊な現場であれば、特別に経費を積み上げる場合もあるが、この案件ではそういった対応はしなかった。工事着手後に、業者から契約変更の要望もありませんでした。

○委：予定価格というのはどれくらいの利益がとれるように設定しているのですか？

●事：一般管理費分が会社の経費、いわゆる儲けの部分となっています。

直接工事費も高く、共通仮設費も高く見積もったため、高い落札率となったと推測されます。

【抽出案件2】

- 委：近接工事の定義は 500m以内の工事とのことですが、どこを起点とするものなのですか？
- 事：地図上でA工事個所の末端からB工事個所の末端まで間の最も近い直線距離を計測し、500m以内の工事を近接扱いとしています。
- 委：この案件では、各業者とも合計金額は予定価格に近いものとなっているが、各経費のばらつきが大きいのが、このようなことはよくあるのですか？
- 事：それぞれ資材が安く購入出来たり、下請けに出さず施工できたり等それぞれ得意なところで経費を削れば、一般管理費を高めに計上できるが、下請けが必要であったりする場合は、予定価格以内に収めるために一般管理費で調整することになります。
- 委：そうすると、職人を多く雇える大きな会社のほうが入札は有利ということになりますか？
- 事：はい、そういったこともあり、あらかじめ業者の規模等に応じてランク付けをし、工事の規模に応じてランクを区切って発注するようにしております。しかし、電気工事に関しては登録業者が11社しかなくランク付けしていないため、若干差が出やすかったのかもしれない。
- 委：共通仮設費や現場管理費が予定価格を大きく下回る業者があり、安全性が確保されない恐れがあるがその業者が落札候補者となった場合でも、契約するのですか？
- 事：現在のところ、それぞれの経費で予定価格を著しく下回っても失格とする規定はありません。
- 委：予定価格とかけ離れた積算をした業者が落札した場合、業者ごとの積算の傾向は指導の対象とはならないが、問題が発生しなかったかや出来栄えはどうだったか等、傾向を調べてみてもよいかも知れないですね。

【抽出案件3】

- 委：2者が辞退届を提出して辞退しているが、辞退理由を記述させないのは、理由があるのか？
- 事：辞退に関してはペナルティもないため、理由も確認していない。
- 委：取りあえず手を挙げてから、よくよく考えて、技術者が足りなかったり、割に合わなかったりということで辞退されるのでしょうかね。
- 事：そういったケースも推測されます。
- 委：そのように推測されるのであれば、何か業者からの言いづらいメッセージ的なものも隠されているかもしれないので、強制ではないにしてもアンケート的にも聞いたほうがよいと思う。
- 事：近隣市町等にも情報収集しながら検討いたします。

【抽出案件4】

- 委：1者入札書不着のため無効とありますが、こちらペナルティはないのですか？
- 事：落札してから、契約しない場合のペナルティはありますが、不着の場合も入札辞退と同様の扱いとなり、特にペナルティはありません。
- 委：この案件については、後日仕切り直して発注し、契約できたということは、タイミングの問題だったのですか？
- 事：不調となったため設計が適切であったか再確認しましたが、問題がなかったので一部の工種を減らして発注したところ、落札となりました。
- 委：発注の対象となった土木一式工事Aランクの14者というのは、すべて市内の業者ですか？
- 事：はいそうです。
- 委：発注の地域要件を広げる場合の基準はあるのですか？
- 事：指名競争入札の場合は市外の業者を指名することもあります。一般競争入札で実施する建築工事で、特定工事となる場合は、下野市は特定業者が少ないため、壬生、上三川町まで要件を広げたことはありましたが、土木工事の場合は、業者数が多いため、そのような事例はいまのところありませんでした。

【抽出案件5】

- 委：くじとは、どのような、くじなのですか？
- 事：本市工事の入札は電子入札にて実施しており、その電子入札システムを用いた電子くじとなります。電子くじに使用される係数は入札書を提出した日時、入札書に記載していただくくじの番号、システムが自動的に割り振る乱数を用いており、業者側からも発注者側からも一切手を加えることはできないようになっております。

【指摘・検討事項について】

- ・ 予定価格の積算について、今回の審議案件にも抽出された学校内の工事のように共通仮設費が嵩み、十分な一般管理費が計上できない場合もある。予定価格が低かった可能性もあるので、安全対策等もあらかじめ配慮すべきか十分検証していただきたい。
- ・ 業者によって内訳書の各経費の積算に乖離が見られる。それが業者の特性なのか、予定価格と実際にかかる費用との差があり問題は起きないのか、過去の事例などを確認し、内訳書の中身と実際の仕事ぶりとの関係性も検証していただきたい。